令和６年４月１日

建築局建築企画課

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の

一部改正について

１　趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）の一部及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第75号）が令和６年４月１日に施行されます。

これらの改正に伴い、横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成29年３月横浜市規則第38号）の一部を改正します。

２　改正する要綱

　横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

３　改正概要

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の題名が改正されるため、当該法律及び規則を引用している規定の整備を行いました。

４　意見公募手続

引用する法律及び規則の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第５条第４項第８号アに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

５　公布日

令和６年３月25日

６　施行日

令和６年４月１日